資料4-1

第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務（一部）の再委託の承認

について

　地域包括支援センターが行う介護予防支援業務の一部の再委託については、あらかじめ運営協議会が承認した下記の基準に基づき行った。令和２年度に再委託した事業所を資料４－２、資料４－３のとおり報告する。

第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務再委託基準

（平成30年度第３回大田区地域包括支援センター運営協議会承認）

１　居宅介護支援事業所として区市町村から指定を受けていること。

２　介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修会または説明会に参加し、事業を理解していること。

３　区市町村から運営の停止を受けた場合は、停止期間終了後１年間を経過していること。

４　区市町村からの実地指導の結果により改善が完了していること。

５　区等からの返還金の請求に対して、返還額の納付が完了してから１年を経過していること。

６　地域包括支援センターの受託法人が運営する居宅介護支援事業所を再委託先とする場合は、新規契約は原則として行わないこと。

※　一部委託とは、以下の介護予防支援業務の内の②～⑧の委託をいう。

①　契約締結

②　アセスメント（課題分析）の実施

③　介護予防サービス計画の原案作成

④　サービス担当者会議の開催

⑤　介護予防サービス計画の交付

⑥　モニタリング（計画実施状況の確認）の実施

⑦　評価

⑧　給付管理

1. 介護報酬の請求